

第 18 期

事業計画書

自 2020年 4月 1日

至 2021年 3月31日

社会福祉法人 茅徳会

神奈川県茅ヶ崎市西久保 596 番

社会福祉法人茅徳会 事業計画

【事業目的】

社会福祉法人茅徳会は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。（定款上の目的）

第1種社会福祉事業

（イ）特別養護老人ホームの経営

第2種社会福祉事業

（イ）老人短期入所事業の経営

（ロ）老人デイサービス事業の経営

（ハ）老人居宅介護等事業の経営

【取組事項】

1 地域包括ケアシステムの一役を担う

国の掲げる、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・介護・予防・生活支援等が一体的に提供される地域包括ケアシステム構築の実現を目指すという方針の下、特別養護老人ホーム等を運営する地域事業者の一員として、保険者である茅ヶ崎市や藤沢市と共に、地域の特性に応じたシステム作り上げる、その一役を担う。

2 社会福祉充実計画を検討する

社会福祉法人の保有する財産のうち、事業継続に必要な財産を上回る部分（社会福祉充実残額）については、社会福祉充実計画を策定し福祉サービスへ再投下することとなっている。

平成31年度（令和元年度）決算において、再投下可能な社会福祉充実残額が発生した際には、速やかに具体的使途の検討をしていく。

3 職員の働き方改革を推進する。

サービスの質の向上を図るためには、経験・技能のある職員の安定確保が求められる。その一環として、介護職員の更なる処遇改善を図る。

昨年度からの新しい加算（特定処遇改善加算）については、すでには取得要件を満たし改善に寄与できているが、今後も継続した処遇改善が出来るよう取組を継続する。

職員の福利厚生を充実させる、その一環として、職員およびその家族がグループ病院等で受診した場合の診療費の一部を還付する。

介護現場でのAI、介護ロボット等の導入について、具体的に対応する。

また、外国人介護者の採用については、グループ施設との連携を図りながら、受入体制等を整備する。

4 介護報酬収入と経費等支出のバランスの取れた経営を心掛ける

厳しい経営環境下において、利用稼働率の維持が今まで以上に必須条件となっているが、更なる収入の増加要因は見込めないところである。

反面、老朽化に伴う建物の修繕費や設備の入替費用の増大が大きく現実化し、重ねて、あらゆる経費（人件費、紹介手数料等）の値上げも予想される。

このような逆風の中、支出の適切なコントロールに注力し、収益の減少を最大限に防ぐことに努力する。

特別養護老人ホームつるみね（介護老人福祉施設）事業計画

【基本方針】

地域包括ケアシステムを強化した運営を推進する

【取組事項】

- 1 医療ニーズへの適切な対応を継続する
- 2 サービスの質向上に向けた業務改善を行う
- 3 研修・OJT を適切に実施する

【取組事項に対する具体的内容】

- 1 医療ニーズの高い施設であるので、医療提供体制の強化を続ける。
 - (1) 医師・看護・介護・栄養・事務の連携体制を継続する。
 - (2) 介護の医療行為力向上のため、認定特定行為業務従事者を引き続き増やす。
- 2 サービスの質向上のため、業務改善を行う
 - (1) PDCA サイクルにより課題を明確にして改善する。
 - (2) 各部署で取り組む。
- 3 研修・OJT の適切な実施と評価を行う
 - (1) 院内研修には全職種が参加し、確実な業務改善につなげる。
 - (2) 介護リーダー教育プログラムにより院外研修参加・OJT を実施し、その後の効果を評価する。

特別養護老人ホームかつらはら（介護老人福祉施設）事業計画

【基本方針】

穏やかに安心して暮らせる施設をめざす

【取組事項】

- 1・安心・安全な看護、介護を提供する
- 2・働きやすい職場づくりをする

【取組事項に対する具体的内容】

1. 安心・安全な看護・介護を提供する

(1) BSCシートを作成し計画に沿って実行をする

- ・各委員会・各ユニットで話し合い年間計画を立てる
- ・職員で協力し合い計画に沿って実行し実績を残す

(2) 病院の連携と家族への配慮

- ・異常を早期発見し、主治医報告を行い施設での治療か受診かを決定する
- ・ご家族報告と受診か施設かの選択

(3) 研修参加率

- ・施設内研修 85%以上継続
- ・施設外研修を年1回/1人参加
- ・伝達講習を行う

(4) 感染予防

- ・感染症予防マニュアルの日常化
- ・手洗いの遂行 ・体調管理
- ・テーブル拭き ・ボトルの継ぎ足し禁止 ・清潔、不潔の区別

(5) ケア上の事故を無くす

- ・誤嚥性肺炎のリスク回避に努める
- ・食事時の体位、適正なトロミ剤、食事形態を遵守する
- ・口腔ケア（食事前後）を徹底する
- ・夜間の痰の除去、モアブラシ、カテーテル付クルリーナの使用
- ・移乗時の安全確認を徹底する
- ・誤薬をしない、与薬マニュアルの徹底

- ・ 事故発生時、原因をつきとめ対策を共有する

(6) 日常の健康維持に努める

- ・ 水分補給
- ・ 月 1 回の体重測定・ 3 か月に 1 回の採血
- ・ 排泄の管理、自然排便を目指し、下剤のコントロールと下剤無しの排便を工夫する
- ・ 各個人の体力に合わせ午睡と起床を考慮する、長時間の座位をさける
- ・ 集団体操、個別機能訓練に参加し、体力向上につとめる

2・ 働きやすい職場づくり

1. 各部署との連携を深め職員全員で入居者の生活を支える

- ・ 介護・看護・事務・管理栄養士等の職域に限定せず、協働して職務にあたる
- ・ 24 時間シート、リスク回避カードを活用し施設全体が把握でき、ヘルプ体制ができる体制をとる
- ・ 職員同士、声を掛け合い協力、助け合いを行うためインカムの導入を行う
- ・ 業務の改善を行う・入浴機導入
- ・ 職員のレクリエーションを計画する